



市 章

大津市公報

平 成 26 年 3 月 17 日
号 外 (第 12 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例

12	大津市事務分掌条例の一部を改正する条例.....	1
13	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例.....	1
14	大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例.....	2
15	大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例.....	2
16	大津市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例.....	3
17	大津市環境基本条例の一部を改正する条例.....	4
18	大津市職員定数条例の一部を改正する条例.....	4
19	大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例.....	4
20	大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例.....	5
21	大津市市税条例の一部を改正する条例.....	6
22	大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例.....	7
23	大津市手数料条例の一部を改正する条例.....	15
24	大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例.....	15
25	大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例.....	16
26	大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例.....	16
27	大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例.....	16
28	大津市寡婦福祉住宅条例の一部を改正する条例.....	17

条 例

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例を公布する。
平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第12号

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例(昭和48年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中クをケとし、エからキまでをオからクまでとし、ウの次に次のように加える。

エ スポーツに関すること。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。
平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第13号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市パワーアップ・市民活動応援事業審査委員会の項を削り、同部大津市肺がん検診協議会の項中「大津市肺がん検診協議会」を「大津市肺がん結核検診協議会」に、「肺がん検診」を「肺がん結核検診」に改め、同部大津市農政審議会の項の次に次のように加える。

大津市公設地方卸売市場のあり方検討委員会

大津市公設地方卸売市場が地域の生鮮食料品等の流通拠点として果たす役割を検証するとともに

5人以内

学識経験を有する者、生産者団体から選出された者及び企業関係者

	に、同卸売市場の今後のあり方 に関し必要な事項を調査審議す ること。		
--	--	--	--

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第14号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例(昭和24年条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表富士見支所の項中「大津市富士見台3番30号」を「大津市園山二丁目15番33号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第15号

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例の一部を改正する条例

大津市長による教育に関する事務の管理執行に関する条例(平成20年条例第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「同項第2号」を「同項第1号及び第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(大津市教育キャンプ場条例の一部改正)
- 2 大津市教育キャンプ場条例(昭和49年条例第35号)の一部を次のように改正する。
第3条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第5条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改め、同項第4号中「教育委員会」を「市長」に改める。
第6条中「教育委員会」を「市長」に改める。
(大津市市民プール条例の一部改正)
- 3 大津市市民プール条例(昭和50年条例第33号)の一部を次のように改正する。
第3条、第5条第1項第1号及び第11条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第12条第4号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。
(大津市大谷乗馬場条例の一部改正)
- 4 大津市大谷乗馬場条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。
第5条第1項第1号及び第11条第2項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第12条第4号及び第13条中「教育委員会」を「市長」に改める。
(大津市民体育館条例の一部改正)
- 5 大津市民体育館条例(昭和54年条例第24号)の一部を次のように改正する。
第3条及び第4条中「教育委員会」を「市長」に改める。
第5条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。
第9条中「教育委員会」を「市長」に改める。
(大津市市民格技場条例の一部改正)
- 6 大津市市民格技場条例(昭和61年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項及び第2項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 7 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大津市市民運動広場条例の一部改正)

7 大津市市民運動広場条例 (平成 4 年条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

第 4 条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第 1 号中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 8 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正)

8 大津市立野外活動施設条例 (平成 17 年条例第 100 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項第 1 号及び第 11 条第 2 項中「教育委員会規則」を「規則」に改める。

第 12 条第 4 号及び第 13 条中「教育委員会」を「市長」に改める。

(大津市教育キャンプ場条例等の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に附則第 2 項から前項までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会がした使用の許可その他の行為でその効力を有するもの又は施行日前に改正前のそれぞれの条例の規定により教育委員会に対してされている使用の許可の申請その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当規定により市長がした使用の許可その他の行為又は市長に対してされた使用の許可の申請その他の行為とみなす。

(大津市附属機関設置条例の一部改正)

10 大津市附属機関設置条例 (平成 24 年条例第 49 号) の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市協働提案事業審査委員会の項の次に次のように加える。

大津市スポーツ推進審議会	スポーツ基本法 (平成 23 年法律第 78 号) 第 10 条第 1 項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議すること。	15 人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、スポーツ関係団体から選出された者、関係事業者から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
--------------	---	--------	--

別表教育委員会の部大津市スポーツ推進審議会の項を削る。

(大津市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

11 前項の規定による改正前の大津市附属機関設置条例の規定による大津市スポーツ推進審議会及びその委員は、同項の規定による改正後の大津市附属機関設置条例の規定による大津市スポーツ推進審議会及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。

(委任)

12 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 16 号

大津市青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例

大津市青少年問題協議会設置条例 (昭和 28 年条例第 42 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第 5 条を削る。

第 4 条中「協議会」の次に「の会議」を加え、同条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に副会長 2 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理する。

第7条を次のように改める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成25年法律第44号)第1条の規定による改正前の地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。)第3条第3項の規定により任命された大津市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の委員である者(地方公共団体の議会の議員のうちから任命された委員である者を除く。)は、この条例の施行の日に、改正後の大津市青少年問題協議会設置条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日における旧法第3条第3項の規定により任命された協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

大津市環境基本条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第17号

大津市環境基本条例の一部を改正する条例

大津市環境基本条例(平成7年条例第39号)の一部を次のように改正する。

目次中「第6条」を「第6条の2」に改める。

第1章中第6条の次に次の1条を加える。

(生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設の設置者等の責務)

第6条の2 生活環境に影響を及ぼすおそれのある施設を設置し、若しくは運営し、又は当該おそれのある事業を実施する者は、環境の保全に関し万全の措置を講ずるとともに、当該施設又は事業について近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第18号

大津市職員定数条例の一部を改正する条例

大津市職員定数条例(昭和25年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「1,336」を「1,371」に改め、同項第2号中「633」を「639」に改め、同項第5号中「14」を「16」に改め、同項第8号中「412」を「367」に改め、同項第11号中「327」を「329」に改め、同条第2項中「110人」を「135人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第19号

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

大津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

職員の休業の状況

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第20号

大津市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「同日前」の次に「において規則で定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第 5 条第 2 項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改める。

第10条第 2 項第 1 号中「相当する額」の次に「(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を加え、同項第 3 号中「前 2 号に定める額」の次に「(1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を加える。

第21条第 1 項中「対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の期における勤務成績及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

別表第 3 第 2 項イの表 7 級の項を次のように改める。

7 級	次長の職務 薬剤長又は技師長の職務
-----	----------------------

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「同一の給料表」を「医療職給料表」に改め、「(平成21年12月 1 日において次に掲げる職員以外の職員である者にとっては、当該減額される前の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」を削り、同項各号を削る。

附則第 8 項及び第 9 項中「給料表」を「医療職給料表」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日後 1 年間において行われる第 1 条の規定による改正後の大津市一般職の職員の給与に関する条例(以下「新条例」という。)第 5 条第 1 項の規定による昇給については、同項中「日以前 1 年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

3 新条例第21条第 1 項の規定にかかわらず、平成26年 6 月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

(委任)

4 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 26 年 3 月 17 日

大津市長 越 直 美

大津市条例第 21 号

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例 (昭和 34 年条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 52 条の 2 第 1 項中「を当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加え、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 52 条の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 52 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額 (当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 48 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額) の 2 分の 1 に相当する額」に改める。

附則第 6 条第 4 項及び第 6 条の 2 第 4 項中「第 18 条の 4 第 1 項の」を「第 18 条の 3 第 1 項の」に、「附則第 18 条の 4 第 1 項」を「附則第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 7 条の 4 中「又は附則第 18 条の 4 第 1 項」を「、附則第 18 条の 2 の 2 第 1 項又は附則第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

附則第 16 条の 3 の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第 1 項中「及び次項」及び「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 38 条第 4 項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、同条第 1 項」を「利子所得及び配当所得については、第 38 条第 1 項」に、「配当所得の金額 (以下」を「利子所得の金額及び配当所得の金額として令附則第 16 条の 2 の 11 第 3 項で定めるところにより計算した金額 (以下」に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に改め、同条第 2 項中「市民税」を「前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等 (以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。) に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の 4 月 1 日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第 38 条第 4 項に規定する申告書を提出した場合に限り適用するものとし、市民税」に、「上場株式等」を「特定上場株式等」に改め、同条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第 18 条の 2 の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第 1 項中「株式等に」を「一般株式等に」に、「附則第 18 条第 6 項」を「附則第 18 条第 5 項」に改め、「当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 16 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額 (第 38 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。) を除外して算定するものとする。」を削り、「第 2 項第 1 号」を「次項第 1 号」に改め、同条第 2 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号中「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第 18 条の 2 の 2 を次のように改める。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第 18 条の 2 の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第 38 条第 1 項及び第 2 項並びに第 39 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第 18 条の 2 第 5 項に定めるところにより計算した金額 (当該市民税の所得割の納税義務者が法第 23 条第 1 項第 17 号に規定する特定株式等譲渡所得金額 (以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。) に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額 (第 38 条第 6 項の規定により同条第 5 項の規定の適用を受けないものを除く。) を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。) に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 (上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (次項において準用する前条第 2 項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 39 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額) をいう。) の 100 分の 3 に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前条第2項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第2項中「附則第18条の2第1項」とあるのは「附則第18条の2の2第1項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」と読み替えるものとする。

附則第18条の2の3から第18条の3までを削る。

附則第18条の4第2項中「附則第18条の4第1項」を「附則第18条の3第1項」に改め、同条を附則第18条の3とする。

附則第18条の5を削る。

附則第18条の6第2項中「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の4第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、同項第2号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に、「附則第18条の6第4項」を「附則第18条の4第4項」に改め、同項第3号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加え、同項第4号中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、同条第6項中「附則第18条の6第3項」を「附則第18条の4第3項」に改め、同条を附則第18条の4とする。

附則第18条の7を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

次条第1項の規定 平成28年1月1日

附則第6条第4項、第6条の2第4項、第7条の4、第16条の3(見出しを含む。)、第18条の2(見出しを含む。)及び第18条の2の2の改正規定、附則第18条の2の3から第18条の3までを削る改正規定、附則第18条の4第2項の改正規定、同条を附則第18条の3とする改正規定、附則第18条の5を削る改正規定、附則第18条の6の改正規定、同条を附則第18条の4とする改正規定並びに附則第18条の7を削る改正規定並びに次条第3項の規定 平成29年1月1日

(経過措置)

第2条 平成28年1月1日前に発行された所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の12第7項に規定する割引債(同条第9項に規定する特定短期公社債を除く。)について支払を受けるべき同条第7項に規定する償還差益に対して課する個人の市民税については、なお従前の例による。

2 改正後の大津市市税条例(以下「新条例」という。)第52条の2及び第52条の5の規定は、平成28年10月1日以後の地方税法(昭和25年法律第226号)第317条の2第1項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条、第6条の2、第7条の4、第16条の3及び第18条の2から第18条の4までの規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第22号

大津市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(大津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 大津市道路占用料条例(昭和28年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正)

第2条 大津市雄琴温泉供給条例(昭和34年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例(昭和42年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,570円」を「1,620円」に、「3,150円以内」を「3,240円以内」に改める。

(大津市下水道条例の一部改正)

第 4 条 大津市下水道条例(昭和43年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条の表中「946.05円」を「973.08円」に、「154.35円」を「158.76円」に、「163.80円」を「168.48円」に、「227.85円」を「234.36円」に、「279.30円」を「287.28円」に、「325.50円」を「334.80円」に、「399.00円」を「410.40円」に、「426.30円」を「438.48円」に、「435.75円」を「448.20円」に、「34.65円」を「35.64円」に改める。

第16条の2中「473.025円」を「486.54円」に改める。

(大津市行政財産使用料条例の一部改正)

第 5 条 大津市行政財産使用料条例(昭和46年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市民会館条例の一部改正)

第 6 条 大津市民会館条例(昭和49年条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「21,730」を「22,350」に、「30,180」を「31,050」に、「42,260」を「43,470」に、「84,520」を「86,940」に、「39,840」を「40,980」に、「60,370」を「62,100」に、「108,670」を「111,780」に、「4,830」を「4,960」に、「7,240」を「7,450」に、「9,660」を「9,930」に、「18,110」を「18,630」に、「6,030」を「6,210」に、「12,070」を「12,420」に、「22,940」を「23,590」に、「2,100」を「2,160」に、「3,150」を「3,240」に、「4,200」を「4,320」に、「8,400」を「8,640」に、「5,250」を「5,400」に、「10,500」を「10,800」に改める。

(大津市市民プール条例の一部改正)

第 7 条 大津市市民プール条例(昭和50年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正)

第 8 条 大津市大谷乗馬場条例(昭和52年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「9時~12時」を「午前9時から正午まで」に、「940」を「970」に、「630」を「640」に、「13時~17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「1,260」を「1,290」に、「840」を「860」に、「9時~17時」を「午前9時から午後5時まで」に、「2,100」を「2,160」に、「1,360」を「1,400」に改め、同項第2号中「1,050円」を「1,080円」に改める。

(大津市自転車駐車場条例の一部改正)

第 9 条 大津市自転車駐車場条例(昭和54年条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「2,370円」を「2,440円」に、「6,720円」を「6,910円」に、「260円」を「270円」に、「2,970円」を「3,050円」に、「8,400円」を「8,640円」に改める。

(大津市漁港等管理条例の一部改正)

第10条 大津市漁港等管理条例(昭和55年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項及び別表第1項の表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正)

第11条 大津市勤労福祉センター条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から21時まで」を「午後5時から午後9時まで」に、「9時から21時まで」を「午前9時から午後9時まで」に、「6,300」を「6,480」に、「8,400」を「8,640」に、「18,900」を「19,440」に、「2,100」を「2,160」に、「3,150」を「3,240」に、「1,570」を「1,620」に、「4,720」を「4,860」に、「1,050」を「1,080」に、「420」を「430」に、「630」を「640」に、「1,260」を「1,290」に改め、別表第2項の表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から21時まで」を「午後5時から午後9時まで」に、「9時から21時まで」を「午前9時から午後9時まで」に、「1,570」を「1,620」に、「2,100」を「2,160」に、「4,720」を「4,860」に、「1,050」を「1,080」に、「3,150」を「3,240」に、「6,300」を「6,480」に改め、別表第3項第1号の表中「9時から11時まで」を「午前9時から午前11時まで」に、「11時から13時まで」を「午前11時から午後1時まで」に、「13時から15時まで」を「午後1時から午後3時まで」に、「15時から17時まで」を「午後3時から午後5時まで」に、「17時から19時まで」を「午後5時から午後7時まで」に、「19時から21時まで」を「午後7時から午後9時まで」に、「1,570」を「1,620」に、「1,260」を「1,290」に、「2,360」を「2,430」に、「1,890」を「1,940」に改め、同号の表備考第5

項中「1,570円」を「1,620円」に、「2,360円」を「2,430円」に改める。

(大津市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第12条 大津市農業集落排水処理施設条例(昭和60年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「3,360円」を「3,450円」に改める。

(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正)

第13条 大津市立森林キャンプ村条例(昭和62年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,670円」を「3,770円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「3,150円」を「3,240円」に改め、同表備考第2項中「520円」を「530円」に改め、同表備考第3項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正)

第14条 大津市公設地方卸売市場条例(昭和63年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第56条第1項及び別表第1中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第2中「1,570円」を「1,620円」に、「520円」を「540円」に改める。

(大津市総合保健センター条例の一部改正)

第15条 大津市総合保健センター条例(昭和63年条例第38号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「6,300」を「6,480」に、「12,600」を「12,960」に、「310」を「320」に、「630」を「640」に、「3,150」を「3,240」に、「1,050」を「1,080」に改める。

(大津市街並み博物館条例の一部改正)

第16条 大津市街並み博物館条例(平成2年条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「2,110円」を「2,180円」に、「2,820円」を「2,900円」に改め、別表第2項の表中「630円」を「640円」に、「840円」を「860円」に、「420円」を「430円」に改める。

(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例(平成5年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「150円」を「160円」に、「310円」を「320円」に改める。

別表第2中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「9時から17時まで」を「午前9時から午後5時まで」に、「7,140円」を「7,340円」に、「10,290円」を「10,580円」に改める。

(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正)

第18条 大津市伊香立環境交流館条例(平成5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,570円」を「3,670円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「510円」を「520円」に改める。

(大津市営霊園条例の一部改正)

第19条 大津市営霊園条例(平成5年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第11条中「3,060円」を「3,150円」に改める。

(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正)

第20条 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市伝統芸能会館条例の一部改正)

第21条 大津市伝統芸能会館条例(平成7年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「9時~13時」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時~17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時~21時」を「午後5時から午後9時まで」に、「6,120円」を「6,290円」に、「510円」を「520円」に、「310円」を「320円」に改める。

(大津市斎場条例の一部改正)

第22条 大津市斎場条例(平成7年条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「2,540」を「2,610」に、「15,290」を「15,730」に改める。

別表第2第1項の表中「2,540」を「2,610」に、「15,290」を「15,730」に、「1,520」を「1,560」に、「3,050」を「3,140」に、「9,170」を「9,430」に、「910」を「930」に、「1,830」を「1,890」に、「94,500」を「97,200」に、「141,750」を「145,800」に、「63,000」を「64,800」に改め、別表第2第2項の表中「4,200」を「4,320」に、「14,700」を「15,120」に、「5,250」を「5,400」に、「18,370」を「18,900」に、「7,350」を「7,560」に、「25,720」を「26,460」に、「9,450」を「9,720」に、「33,070」を「34,020」に、「8,400」を「8,640」に、「21,840」を「22,460」に、「10,500」を「10,800」に、「27,300」を「28,080」に、「12,600」を「12,960」に、「32,760」を「33,690」に、「38,220」を「39,310」に改める。

(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正)

第23条 大津市埋蔵文化財調査センター条例 (平成 7 年条例第38号) の一部を次のように改正する。

別表中「6,300円」を「6,480円」に、「3,150円」を「3,240円」に、「2,100円」を「2,160円」に改める。

(大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正)

第24条 大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例 (平成 7 年条例第49号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「1,050円」を「1,080円」に改める。

(道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正)

第25条 道路法第24条の 2 の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例 (平成 8 年条例第25号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「20,380円」を「20,960円」に改める。

附則第 3 項中「15,000円」を「15,420円」に改める。

附則第 5 項中「5,000円」を「5,140円」に改める。

(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正)

第26条 大津市ふれあいプラザ条例 (平成 9 年条例第41号) の一部を次のように改正する。

別表中「9時～13時」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時～17時」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時～22時」を「午後5時から午後10時まで」に、「4,120円」を「4,240円」に、「5,150円」を「5,300円」に、「1,520円」を「1,560円」に、「1,900円」を「1,960円」に、「2,940円」を「3,020円」に、「3,670円」を「3,780円」に、「1,630円」を「1,670円」に、「2,040円」を「2,090円」に、「710円」を「730円」に、「890円」を「920円」に、「660円」を「680円」に、「830円」を「850円」に改める。

(大津市自動車駐車場条例の一部改正)

第27条 大津市自動車駐車場条例 (平成 9 年条例第42号) の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「15,000円」を「15,420円」に改め、同条第 5 項中「11,890円」を「12,220円」に改め、同条第 6 項中「5,000円」を「5,140円」に改める。

別表中「7,350円」を「7,560円」に、「20,380円」を「20,960円」に、「15,500円」を「15,940円」に、「12,600円」を「12,960円」に改める。

(大津市浜大津公共広場条例の一部改正)

第28条 大津市浜大津公共広場条例 (平成 9 年条例第43号) の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「100分の105」を「100分の108」に改め、「得た額」の次に「(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額) 」を加える。

(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正)

第29条 大津市スカイプラザ浜大津条例 (平成10年条例第25号) の一部を次のように改正する。

別表中「990円」を「1,010円」に、「580円」を「590円」に改める。

(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正)

第30条 大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例 (平成13年条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表第 2 項中「100分の105」を「100分の108」に改め、同項の表備考第 2 項中「2,100円」を「2,160円」に改め、別表第 3 項の表中「310円」を「320円」に、「420円」を「430円」に改め、別表第 4 項中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正)

第31条 大津市滋賀里コミュニティセンター条例 (平成14年条例第51号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「9時から22時まで」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条第 3 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から22時まで」を「午後5時から午後10時まで」に、「1,120円」を「1,150円」に、「1,400円」を「1,440円」に、「510円」を「520円」に、「640円」を「650円」に、「310円」を「320円」に、「390円」を「400円」に改める。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正)

第32条 大津市仰木太鼓会館条例 (平成15年条例第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「9時から22時まで」を「午前9時から午後10時まで」に改め、同条第 3 項第 2 号中「き損」を「毀損」に改める。

別表中「9時から13時まで」を「午前9時から午後1時まで」に、「13時から17時まで」を「午後1時から午後5時まで」に、「17時から22時まで」を「午後5時から午後10時まで」に、「3,570円」を「3,670円」に、「4,460円」を「4,590円」に、「510円」を「520円」に、「640円」を「650円」に改める。

(大津市仰木ふれあい広場条例の一部改正)

第33条 大津市仰木ふれあい広場条例(平成15年条例第41号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「1時間あたり380円」を「1時間当たり390円」に改める。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正)

第34条 大津市液化石油ガス供給条例(平成16年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第11号中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第2中「754.95」を「776.52」に、「34.4925」を「35.478」に、「5,411.4375」を「5,566.05」に、「24.2025」を「24.894」に改める。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正)

第35条 大津市子育て総合支援センター条例(平成17年条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表中「190円」を「200円」に、「340円」を「350円」に、「230円」を「240円」に改める。

(大津市市民活動センター条例の一部改正)

第36条 大津市市民活動センター条例(平成17年条例第91号)の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「260円」に、「150円」を「160円」に、「100円」を「110円」に、「5,000円」を「5,160円」に改める。

(大津市温泉保養交流施設条例の一部改正)

第37条 大津市温泉保養交流施設条例(平成17年条例第96号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「400円」を「410円」に、「4,000円」を「4,100円」に、「600円」を「610円」に、「6,000円」を「6,100円」に改める。

(大津市公共棧橋条例の一部改正)

第38条 大津市公共棧橋条例(平成17年条例第97号)の一部を次のように改正する。

別表中「500」を「510」に、「660」を「670」に、「1,050」を「1,080」に、「350」を「360」に、「1,780」を「1,830」に、「2,510」を「2,580」に改める。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正)

第39条 大津市立野外活動施設条例(平成17年条例第100号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「430円」を「440円」に改め、同項第2号中「330円」を「340円」に改める。

別表第1項の表中「310円」を「320円」に、「520円」を「540円」に改め、別表第2項の表中「690円」を「710円」に、「1,380円」を「1,420円」に、「2,190円」を「2,260円」に、「1,040円」を「1,070円」に、「2,070円」を「2,140円」に、「3,290円」を「3,390円」に改め、同項の表備考第2項中「350円」を「360円」に、「530円」を「540円」に、「450円」を「460円」に、「680円」を「700円」に改め、別表第3項の表中「1,380円」を「1,420円」に、「1,850円」を「1,900円」に、「2,070円」を「2,140円」に、「2,780円」を「2,850円」に改め、別表第4項第1号の表中「1,830円」を「1,880円」に、「2,980円」を「3,060円」に、「3,680円」を「3,780円」に、「5,960円」を「6,130円」に、「12,600円」を「12,960円」に、「19,400円」を「19,950円」に、「7,330円」を「7,530円」に、「11,300円」を「11,620円」に、「18,300円」を「18,820円」に、「29,800円」を「30,650円」に、「36,800円」を「37,850円」に、「59,600円」を「61,300円」に改め、同項第2号の表中「450円」を「460円」に、「680円」を「690円」に、「1,030円」を「1,050円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,550円」を「1,590円」に、「900円」を「920円」に、「1,360円」を「1,390円」に、「2,060円」を「2,110円」に改める。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正)

第40条 大津市港湾の管理に関する条例(平成20年条例第54号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の108」に改める。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正)

第41条 大津市旧大津公会堂条例(平成21年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,030円」を「1,050円」に改める。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正)

第42条 大津市ふれあいセンター条例(平成23年条例第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1号の表中「510円」を「520円」に改め、別表第2号の表中「3,570」を「3,670」に、「1,120」を「1,150」に、「710」を「730」に、「310」を「320」に、「510」を「520」に改め、別表第3号の表中「1,120」を「1,150」に、「310」を「320」に、「510」を「520」に改め、別表第4号の表中「1,940」を「1,990」に、「310」を「320」に、「510」を「520」に改め、別表第5号の表中「1,940」を「1,990」に、「510」を「520」に、「710」を「730」に改める。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正)

第43条 大津市リサイクルセンター木戸設置条例(平成25年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,360円」を「3,450円」に、「1,050円」を「1,080円」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(大津市道路占用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の大津市道路占用料条例第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

(大津市雄琴温泉供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の大津市雄琴温泉供給条例第12条第 2 項の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している温泉の使用で、施行日から平成26年 4 月30日までの間に温泉使用料の支払を受ける権利が確定するもの (施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である温泉の使用 (以下この項において「特定継続供給に係る温泉の使用」という。) にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する温泉使用料を前回確定日 (その直前の温泉使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて温泉使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分 (以下この項において「経過措置適用部分」という。)) の当該確定した温泉使用料 (特定継続供給に係る温泉の使用にあつては、当該確定した温泉使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第 4 条 第 3 条の規定による改正後の大津市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例第 6 条の規定は、施行日以後の診断書等の交付に係る手数料について適用する。

(大津市下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

第 5 条 第 4 条の規定による改正後の大津市下水道条例の規定にかかわらず、施行日前から継続している下水道の使用で、施行日から平成26年 4 月30日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するもの (施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である下水道の使用 (以下この項において「特定継続排水に係る下水道の使用」という。) にあつては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日 (その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。) から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分 (以下この項において「経過措置適用部分」という。)) の当該確定した使用料 (特定継続排水に係る下水道の使用にあつては、当該確定した使用料のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。) については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(大津市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

第 6 条 第 5 条の規定による改正後の大津市行政財産使用料条例第 5 条の 2 の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市民会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第 7 条 第 6 条の規定による改正後の大津市民会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市大谷乗馬場条例の一部改正に伴う経過措置)

第 8 条 第 8 条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表第 1 項第 1 号の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市漁港等管理条例の一部改正に伴う経過措置)

第 9 条 第10条の規定による改正後の大津市漁港等管理条例 (以下この条において「新条例」という。) 第12条第 2 項の規定は、施行日以後の占用の許可に係る占用料について適用し、施行日前の占用の許可に係る占用料については、なお従前の例による。

2 新条例別表第 1 項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市勤労福祉センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第11条の規定による改正後の大津市勤労福祉センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 第11条** 第12条の規定による改正後の大津市農業集落排水処理施設条例第9条第1項の規定は、平成26年4月分以後の排水処理施設の使用料について適用し、同年3月分以前の排水処理施設の使用料については、なお従前の例による。
(大津市立森林キャンプ村条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第12条** 第13条の規定による改正後の大津市立森林キャンプ村条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
(大津市公設地方卸売市場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第13条** 第14条の規定による改正後の大津市公設地方卸売市場条例(以下この条において「新条例」という。)第56条第1項の規定は、施行日以後の買受けに係る代金について適用する。
2 新条例別表第1の規定は、平成26年4月分以後の市場施設使用料について適用し、同年3月分以前の市場施設使用料については、なお従前の例による。
3 新条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る会議室使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る会議室使用料については、なお従前の例による。
(大津市街並み博物館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第14条** 第16条の規定による改正後の大津市街並み博物館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
(大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第15条** 第17条の規定による改正後の大津市旧竹林院の設置及び管理に関する条例別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る茶室の利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る茶室の利用料金については、なお従前の例による。
(大津市伊香立環境交流館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第16条** 第18条の規定による改正後の大津市伊香立環境交流館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(大津市営霊園条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第17条** 第19条の規定による改正後の大津市営霊園条例第11条の規定は、平成26年度以後の年度分の管理料について適用し、平成25年度以前の年度分の管理料については、なお従前の例による。
(大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第18条** 第20条の規定による改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例別表の規定は、施行日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、施行日前に行った廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。
(大津市伝統芸能会館条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第19条** 第21条の規定による改正後の大津市伝統芸能会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
(大津市斎場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第20条** 第22条の規定による改正後の大津市斎場条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
(大津市埋蔵文化財調査センター条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第21条** 第23条の規定による改正後の大津市埋蔵文化財調査センター条例別表の規定は、施行日以後の撮影又は使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の撮影又は使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第22条** 第24条の規定による改正後の大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後の診断書の交付に係る手数料について適用する。
(大津市ふれあいプラザ条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第23条** 第26条の規定による改正後の大津市ふれあいプラザ条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
(大津市浜大津公共広場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第24条** 第28条の規定による改正後の大津市浜大津公共広場条例別表の規定は、施行日以後の行為の許可に係る使用料について適用し、施行日前の行為の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
(大津市スカイプラザ浜大津条例の一部改正に伴う経過措置)
- 第25条** 第29条の規定による改正後の大津市スカイプラザ浜大津条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
(大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例の一部改正に伴う経過措置)

第26条 第30条の規定による改正後の大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市滋賀里コミュニティセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第27条 第31条の規定による改正後の大津市滋賀里コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市仰木太鼓会館条例の一部改正に伴う経過措置)

第28条 第32条の規定による改正後の大津市仰木太鼓会館条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市仰木ふれあい広場条例の一部改正に伴う経過措置)

第29条 第33条の規定による改正後の大津市仰木ふれあい広場条例第5条第1項の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市液化石油ガス供給条例の一部改正に伴う経過措置)

第30条 第34条の規定による改正後の大津市液化石油ガス供給条例(以下この条において「新条例」という。)の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるガスの使用(以下この項において「特定継続供給に係るガスの使用」という。))にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分(以下この項において「経過措置適用部分」という。))の当該確定した料金(特定継続供給に係るガスの使用にあっては、当該確定した料金のうち経過措置適用部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

2 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

3 第34条の規定による改正前の大津市液化石油ガス供給条例(以下この項において「旧条例」という。)第6条第2項、第7条、第8条第2項、第9条第1項、第10条第3項及び第13条に規定する工事又は修繕(以下この項において「工事等」という。)のうち、施行日以後に工事等が完成するもの又はガスの供給が開始されるものの使用者の負担金額の算定に当たっては、新条例の規定を適用する。ただし、平成25年10月1日前に契約が成立し、施行日以後に工事等が完成するもの(旧条例第6条第2項に規定する工事を除く。)については、旧条例の規定を適用する。この場合において、同月1日以後に契約の変更を行い増額となった契約金額については、新条例の規定を適用する。

(大津市子育て総合支援センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第31条 第35条の規定による改正後の大津市子育て総合支援センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市市民活動センター条例の一部改正に伴う経過措置)

第32条 第36条の規定による改正後の大津市市民活動センター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市公共棧橋条例の一部改正に伴う経過措置)

第33条 第38条の規定による改正後の大津市公共棧橋条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市立野外活動施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第34条 第39条の規定による改正後の大津市立野外活動施設条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市港湾の管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第35条 第40条の規定による改正後の大津市港湾の管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市旧大津公会堂条例の一部改正に伴う経過措置)

第36条 第41条の規定による改正後の大津市旧大津公会堂条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

(大津市ふれあいセンター条例の一部改正に伴う経過措置)

第37条 第42条の規定による改正後の大津市ふれあいセンター条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(大津市リサイクルセンター木戸設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第38条 第43条の規定による改正後の大津市リサイクルセンター木戸設置条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。
平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第23号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第16項中「1,050円」を「1,080円」に、「520円」を「540円」に改め、同表第17項第3号の表製造所の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、同号の表貯蔵所の項中「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同号の表取扱所の項中「91,000円」を「92,000円」に改め、別表第17項第7号の表溶接部検査の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、別表第17項第9号の表特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所を除く。)の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改め、別表第20項第2号中「2,650円」を「2,720円」に改め、同項第4号中「3,400円」を「3,490円」に改め、同表第21項第7号から第9号までの規定中「3,400円」を「3,490円」に改め、同表第51項及び第52項の規定中「100分の105」を「100分の108」に改め、同表第54項の表中「10,500円」を「10,800円」に、「11,550円」を「11,880円」に、「13,650円」を「14,040円」に、「15,750円」を「16,200円」に改め、別表第60項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「100分の105」を「100分の108」に改める。

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第5項を削り、附則に次の見出し及び2項を加える。
(住民基本台帳カードの交付手数料の不徴収)

- 別表第30項の規定にかかわらず、住民基本台帳カード(大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例(平成26年条例第35号。以下この項において「一部改正条例」という。)第1条の規定による改正前の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成16年条例第3号)第2条各号に掲げるサービスを受けるために必要な情報の記録を平成24年7月8日以前に受けたものであって、その有効期間が平成26年7月1日以後に満了するものに限る。)の交付を受けている者が、一部改正条例第2条の規定による改正後の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例(次項において「新カード条例」という。)第2条第3号に掲げるサービスを受けるために、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の18第1項の規定による当該住民基本台帳カードの有効期間内の交付を受ける場合にあっては、手数料を徴収しない。
- 別表第30項の規定にかかわらず、大津市民カード(その有効期間が平成26年7月1日以後に満了するものに限る。)の交付を受けている者が、新カード条例第2条第3号に掲げるサービスを受けるために、当該大津市民カードの有効期間内において、当該大津市民カードに代えて住民基本台帳カードの交付を受ける場合にあっては、手数料を徴収しない。

第3条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し並びに同項及び附則第6項を削る。

附 則

この条例中第1条の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は同年5月1日から、第3条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第24号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市病院事業の設置等に関する条例の規定は、平成26年度の事業年度から適用し、平成25年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第25号

大津市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

大津市食品衛生法施行条例（平成20年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第29条第2項」を「第29条第1項」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、法第29条第1項の製品検査及び試験に関する事務の一部の実施が他の都道府県若しくは保健所を設置する市若しくは特別区が設置する食品衛生検査施設又は登録検査機関への委託により緊急時を含めて確保される場合は、第1号に掲げる設備のうち当該事務の一部に係るものを設けないことができる。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第2条の改正規定中「第29条第2項」を「第29条第1項」に改める部分は、公布の日から施行する。

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第26号

大津市生活環境の保全と増進に関する条例の一部を改正する条例

大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第53条中「であって、ばい煙等を大気中に排出し、又は飛散させるもの」を削る。

第102条第1項中「その他環境影響評価に関する」を「及び滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）の」に、「及び第26条第1項」を「並びに第26条第1項」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 専門委員会は、前項に規定する調査審議を行うほか、大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第6号）第6条第1項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。
- 第103条第1項中「置くことができる」を「置く」に改め、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。
- 2 調整委員会は、前項に規定する仲裁等を行うほか、大津市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成26年条例第5号）第21条第3項又は大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条第3項の規定に基づき、市長に対し意見を述べるものとする。

附 則

この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。ただし、第53条及び第102条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年 3 月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第27号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例(平成20年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(委員の定数等)」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、同条第1項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審議会は、委員50人以内で組織する。

第5条第5項中「第8条第2項」を「第9条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市寡婦福祉住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月17日

大津市長 越 直 美

大津市条例第28号

大津市寡婦福祉住宅条例の一部を改正する条例

大津市寡婦福祉住宅条例(昭和52年条例第46号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(名称及び位置)

第2条 住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大津市立やすらぎ苑

位置 大津市本丸町6番25号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。